

堺市公報 第240号	令和4年11月4日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<規則>

○上下水道事業管理者に権限を委任する規則の一部を改正する規則

【総務局行政部行政管理課】…………… 2

<告示>

○住居表示の街区の廃止及び区域の変更について

【市民人権局市民生活部戸籍住民課】…………… 2

○土壤汚染対策法第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域の指定について

【環境局環境保全部環境対策課】…………… 6

○子ども・子育て支援法第58条の11第1号の規定による告示について

【子ども青少年局子育て支援部幼保推進課】…………… 8

○道路法に基づく市道路線の認定について

【建設局土木部路政課】…………… 8

○堺市と和泉市との間における消防指令業務に係る事務の委託に関する規約

【消防局総務部総務課】…………… 11

<公告>

○堺市立美原総合スポーツセンターの利用料金について

【文化観光局スポーツ部スポーツ施設課】…………… 14

○都市計画法に基づく工事の完了について

【建築都市局開発調整部宅地安全課】…………… 18

○都市計画法に基づく工事の完了について

【建築都市局開発調整部宅地安全課】…………… 18

○都市計画法に基づく工事の完了について

【建築都市局開発調整部宅地安全課】…………… 19

<消防局公告>

○指定催しの指定について

【消防局予防部予防査察課】…………… 19

<農業委員会告示>

○農業委員会総会の招集について

【農業委員会事務局】…………… 20

規 則

上下水道事業管理者に権限を委任する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年11月4日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第83号

上下水道事業管理者に権限を委任する規則の一部を改正する規則

上下水道事業管理者に権限を委任する規則（令和2年規則第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「に規定する料金及び」を「又は」に、「使用料」を「料金、使用料、手数料等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

堺市告示第368号

堺市住居表示条例（昭和39年条例第23号）第2条の規定により、街区の廃止及び区域の変更について、次のとおり告示する。

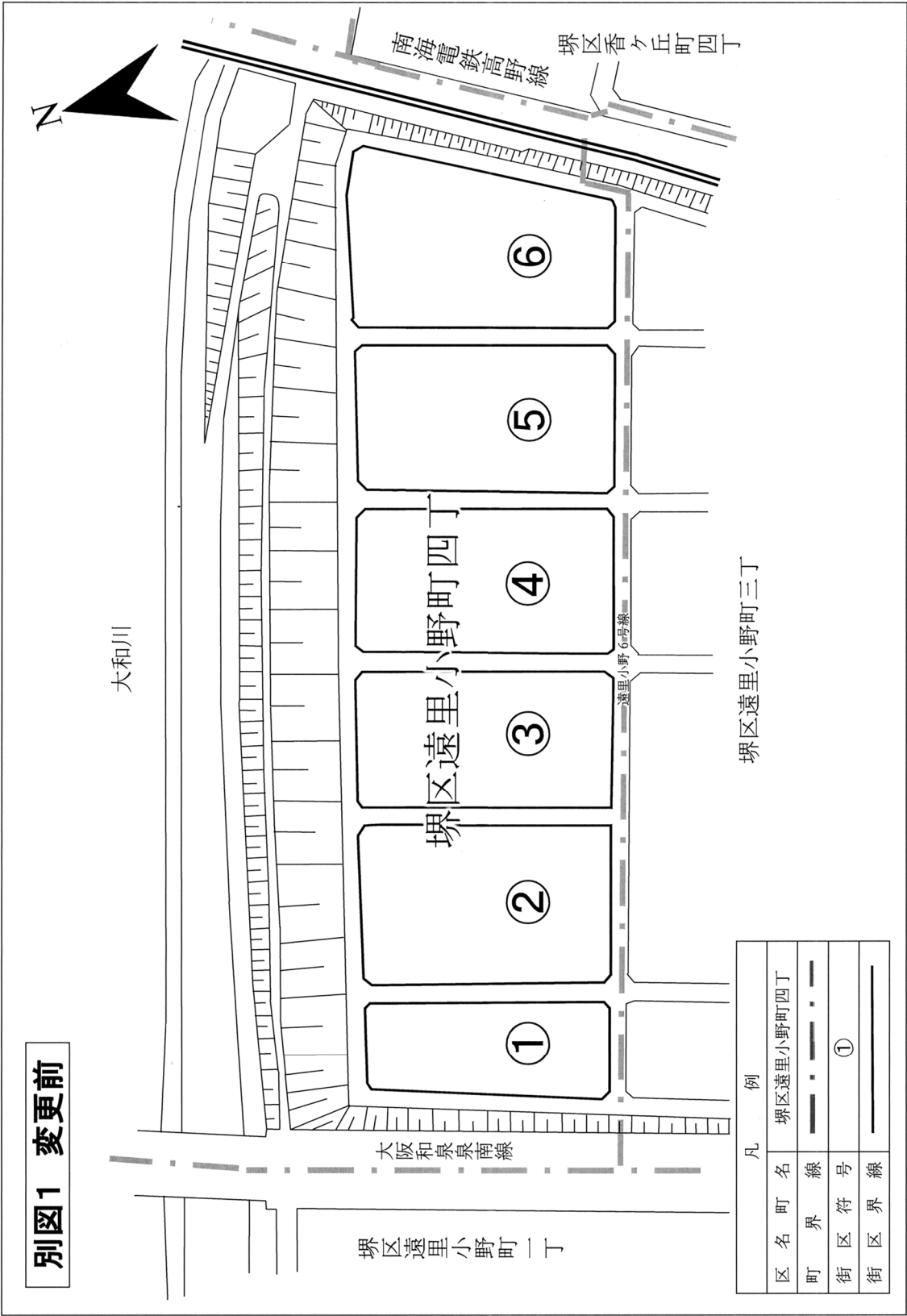
令和4年11月4日

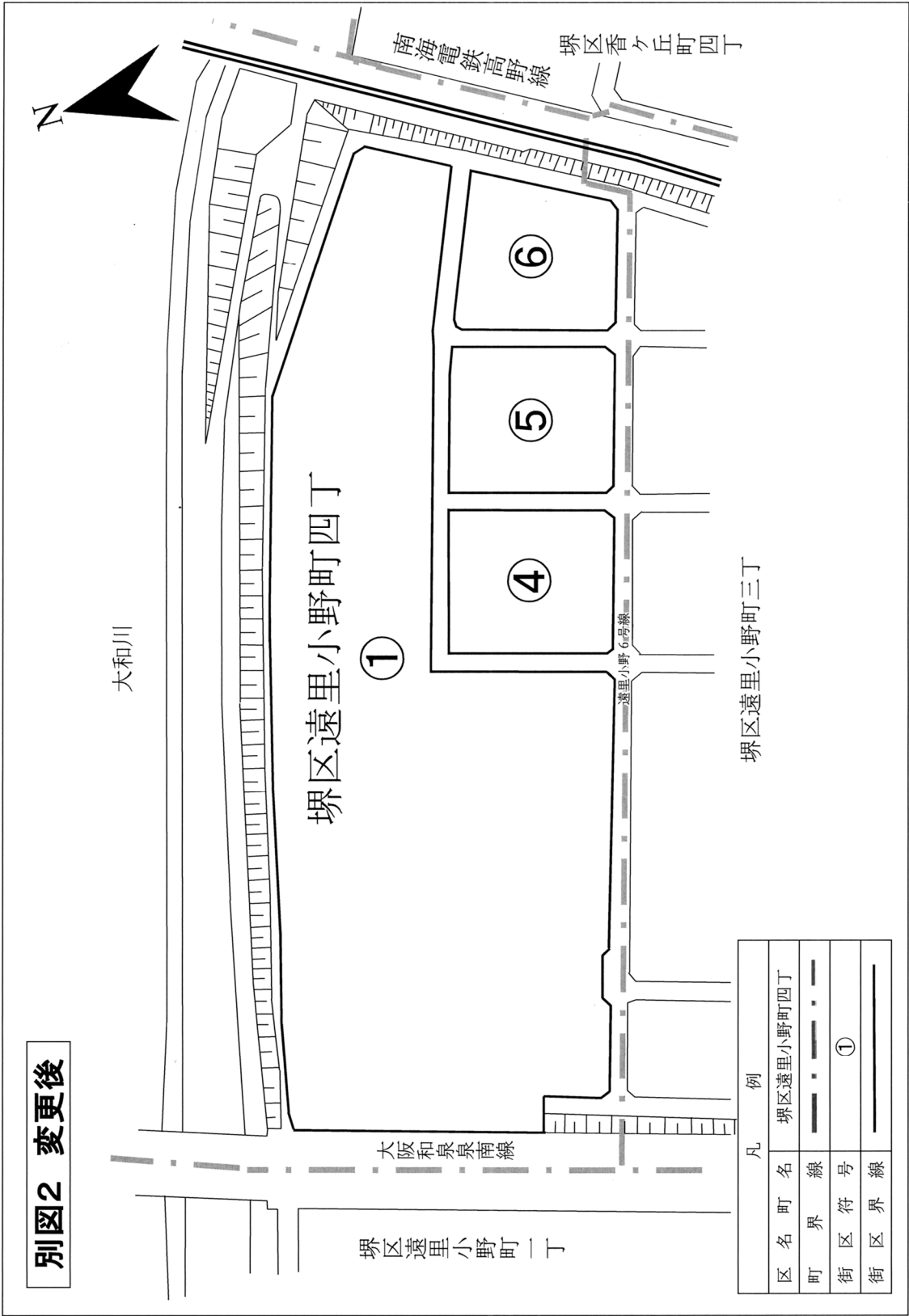
堺市長 永 藤 英 機

- 1 区名及び町名
堺区遠里小野町四丁
- 2 実施期日
令和4年11月4日
- 3 変更内容
住居表示街区変更調書のとおり

住居表示街区変更調書

区名及び町名	街区符号	内容	備考
堺区遠里小野町四丁	1	街区の区域の変更	別図1 変更前及び 別図2 変更後参照
堺区遠里小野町四丁	2	街区の廃止	
堺区遠里小野町四丁	3	街区の廃止	
堺区遠里小野町四丁	4	街区の区域の変更	
堺区遠里小野町四丁	5	街区の区域の変更	
堺区遠里小野町四丁	6	街区の区域の変更	





堺市告示第369号

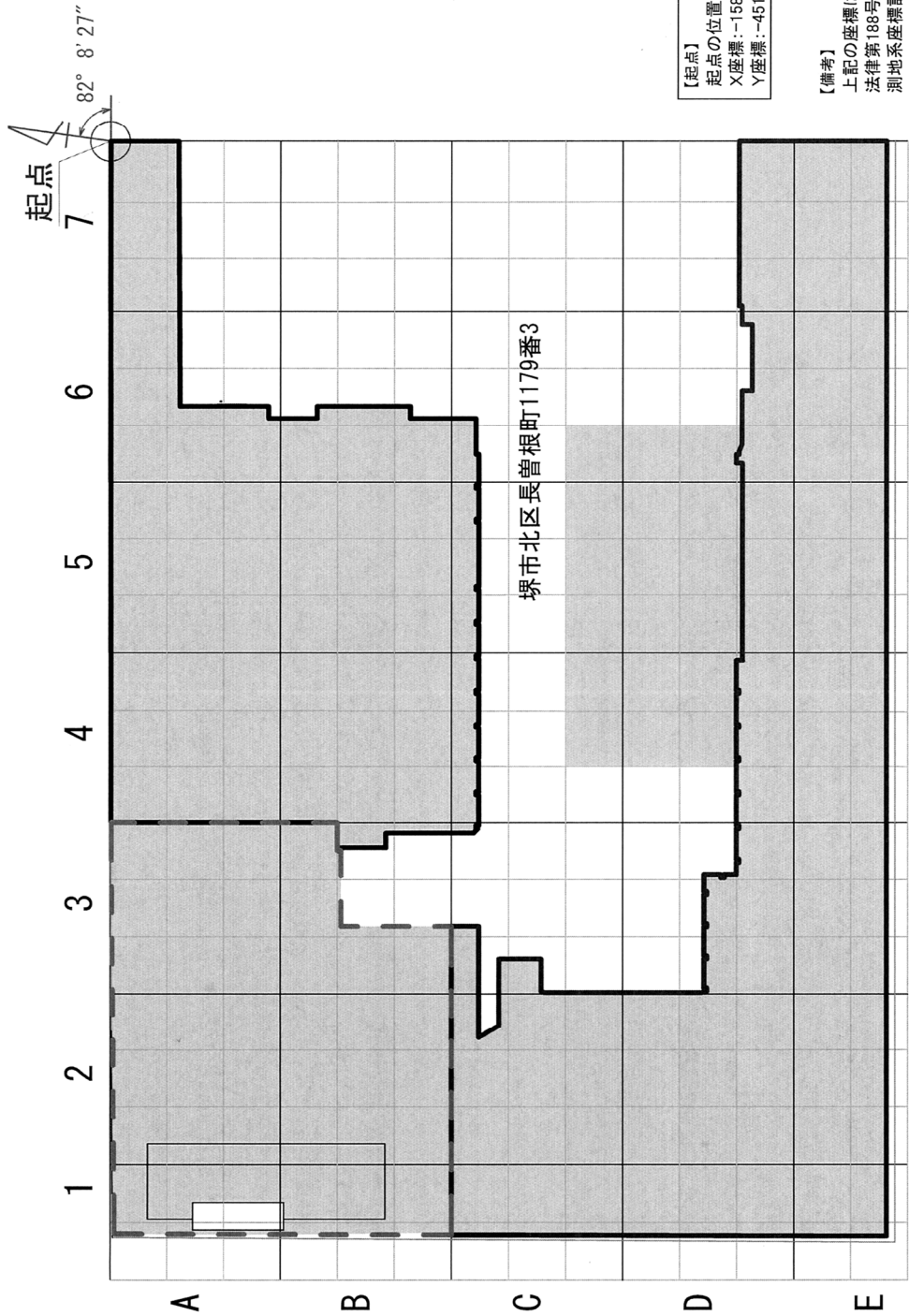
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年11月4日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 指定する形質変更時要届出区域
堺市北区長曾根町1179番3の一部（別紙図面参照）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
水銀及びその化合物
鉛及びその化合物
ふっ素及びその化合物

別紙



【起点】
起点の位置は、
X座標：-158682.450
Y座標：-45105.806 とする。

【備考】
上記の座標は、測量法(昭和24年
法律第188号)の規定により、世界
測地系座標計算によって作成した。

【凡例】
形質変更所要届出区域

形質変更所要届出区域

堺市告示第370号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定に基づき確認を行った特定子ども・子育て支援施設等について、同法第58条の11第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和4年11月4日

堺市長 永 藤 英 機

1 一時預かり事業（在園児以外を対象）

名称	所在地	設置者	確認年月日
認定こども園 新宝珠幼稚園	堺市北区金岡町1086	学校法人 新丸学園	令和4年4月 1日

2 病児保育事業

名称	所在地	設置者	確認年月日
あいぐらん保育 園堺 病児保育 室	堺市北区北花田町3丁17 －6 ホリゾン北花田 2階	株式会社アイグラン	令和4年10月 1日

~~~~~

## 堺市告示第371号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和4年11月4日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 整 理 番 号 別紙調書のとおり



2 路 線 名 別紙調書のとおり

3 起 点 終 点 別紙調書のとおり

4 重要な経過地 別紙調書のとおり

別紙

市道路線認定調書

| 整理<br>番号 | 路 線 名    | 起 点<br>終 点                         | 重要な経過地 | 付 記                |
|----------|----------|------------------------------------|--------|--------------------|
| 4225     | 石原102号線  | 東区石原町4丁326番3地先<br>東区石原町4丁335番2地先   |        | 本市施行               |
| 1060     | 土師223号線  | 中区土師町2丁974番11地先<br>中区土師町2丁974番11地先 |        | 開発に伴う寄付            |
| 1735     | 鳳北44号線   | 西区鳳北町6丁356番5地先<br>西区鳳北町6丁356番6地先   |        | 〃                  |
| 7380     | 阿弥80号線   | 美原区阿弥106番32地先<br>美原区阿弥106番2地先      |        | 〃                  |
| 561      | 白鷺24号線   | 東区白鷺町2丁295番1地先<br>東区白鷺町2丁295番12地先  |        | 都市計画法第39条による<br>帰属 |
| 968      | 日置荘北63号線 | 東区日置荘北町3丁57番8地先<br>東区日置荘北町3丁57番5地先 |        | 〃                  |
| 590      | 菩提223号線  | 東区菩提町5丁206番4地先<br>東区菩提町5丁205番3地先   |        | 〃                  |
| 1059     | 原田28号線   | 西区原田167番8地先<br>西区原田170番8地先         |        | 〃                  |
| 7379     | 阿弥79号線   | 美原区阿弥412番11地先<br>美原区阿弥408番23地先     |        | 〃                  |
| 462      | 北余部89号線  | 美原区北余部326番11地先<br>美原区北余部333番10地先   |        | 〃                  |

~~~~~

堺市告示第372号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、別紙の規約により和泉市の消防指令業務に係る事務を本市において受託するので、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により告示する。

令和4年11月4日

堺市長 永 藤 英 機

別紙

堺市と和泉市との間における消防指令業務に係る事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、和泉市は、次に掲げる事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を堺市に委託する。

- (1) 災害通報の受付
- (2) 災害発生地点及び災害種別の決定
- (3) 消防隊等の編成、出動指令並びに災害情報及び災害活動に必要な情報の収集及び伝達
- (4) 消防行政統合システムの整備、保守管理等
- (5) 前各号に掲げる事務に付随するもの

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、堺市の条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによる。

2 堺市及び和泉市は、委託事務の管理及び執行について、定期的に協議を行うものとする。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費(以下「委託費」という。)は、和泉市の負担とする。

- 2 前項の規定により和泉市が負担する額その他委託費に関して必要な事項は、堺市及び和泉市が協議して定める。
- 3 各年度における堺市の決算の結果、和泉市の納付した額に過不足が生じたときは、堺市及び和泉市が協議の上、委託費の調整を行うものとする。

(経理)

第4条 堺市は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出について、その経理を明確にしなければならない。

(決算の措置)

第5条 堺市は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、委託事務に関する部分を和泉市に通知しなければならない。

(条例等の制定又は改廃)

第6条 堺市は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ和泉市にその旨を通知しなければならない。

2 堺市は、前項の条例等を制定し、又は改廃したときは、直ちに和泉市にその旨を通知しなければならない。

3 和泉市は、前項の規定による通知があったときは、直ちに当該通知に係る条例等を公表しなければならない。

(施設等の使用の承諾)

第7条 和泉市は、委託事務の管理及び執行の用に供するために必要な施設等は無償で堺市に貸与する。

(協議)

第8条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、堺市及び和泉市が協議して定める。

附 則

この規約は、令和6年12月1日から施行する。

公 告

堺市公告第600号

堺市立美原総合スポーツセンター条例（平成20年条例第45号）第19条第2項の規定に基づき、堺市立美原総合スポーツセンターの利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年11月4日

堺市長 永 藤 英 機

堺市立美原総合スポーツセンターの利用料金

1-1 屋内施設共用（個人）利用料金（都度利用）

（単位：円）

区分		利用料金（税込）				
		一般	高齢者	高校生	中学生以下	障がい者
プール（プログラムレッスンを除く。）	1人 1回	610	400	300	300	300
トレーニング室（プログラムレッスンを除く。）		1,020	610	510	—	510
プール、トレーニング室及びプログラムレッスン		2,150	1,430	1,080	—	1,080

備考

(1) この表において「高齢者」、「高校生」、「中学生」及び「障がい者」とは、次のとおりとする。

以下の表において同じ。

ア 「高齢者」とは、70歳以上の者をいう。

イ 「高校生」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

ウ 「中学生」とは、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

エ 「障がい者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者と判定を受けた者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。

(2) この表において「プログラムレッスン」とは、プール、トレーニング室又はスタジオにおいて実施されるレッスンの受講に係る使用をいう。以下の表において同じ。

1-2 屋内施設共用（個人）利用料金（月額利用）

（単位：円）

区分			利用料金（税込）		備考
			市内在住者	市外在住者	
プール及びトレーニング室（プログラムレッスンを除く。）	1人1月		6,300	7,300	開館時間中、プール及びトレーニング室が利用可能
プール、トレーニング室及びプログラムレッスン	1人1月	一般（レギュラー）	7,200	8,700	開館時間中、プール及びトレーニング室の利用並びにプログラムレッスンに参加可能
		一般（U25割）	5,100	6,100	開館時間中、プール及びトレーニング室の利用並びにプログラムレッスンに参加可能

	一般 (デイ)	6,100	7,300	月～金曜日(休館日を除く。)の開館から午後5時まで、プール及びトレーニング室の利用並びにプログラムレッスンに参加可能
	一般 (ナイト)	5,100	6,100	月～金曜日(休館日を除く。)の午後8時から閉館まで、プール及びトレーニング室の利用並びにプログラムレッスンに参加可能
	高齢者 (シニア)	5,100	6,100	開館時間中、プール及びトレーニング室の利用並びにプログラムレッスンに参加可能
	障がい者	3,600	4,350	開館時間中、プール及びトレーニング室の利用並びにプログラムレッスンに参加可能

備考

- (1) この表において「U25割」とは、25歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に適用する。
- (2) この表において「市内在住者」の区分は堺市在住、在勤及び在学の者に適用し、「市外在住者」の区分は「市内在住者」以外の者に適用する。

1-3 屋内施設専用(団体)利用料金

(単位:円)

区分		利用料金(税込)			
		一般	高齢者	生徒等	障がい者
スタジオA	1室 1時間	510	300	250	250
スタジオB	1室 1時間	300	200	150	150

備考

- (1) この表において「高齢者」の区分は、利用する団体の構成員の過半数が堺市在住の70歳以上の者である場合に適用する。
- (2) この表において「生徒等」の区分は、次の各号いずれかに該当する場合に適用する。以下の表において同じ。
- ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら使用する場合
- イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
- ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合
- (3) この表において「障がい者」とは、身体障害者福祉法第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者並びに児童福祉法第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者と判定を受けた者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者がその構成員の半数を超える団体が利用する場合をいう。
- (4) 許可を得て、開場時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間(30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき当該使用区分に係る金額を徴収する。

2-1 屋外施設専用（団体）利用料金

（単位：円）

区分			利用料金（税込）							
			8：00 ～ 9：00	9：00 ～ 11：00	11：00 ～ 13：00	13：00 ～ 15：00	15：00 ～ 17：00	17：00 ～ 19：00	19：00 ～ 21：00	21：00 ～ 23：00
テニスコート	1面	一般	610	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220
		生徒等	305	610	610	610	610	610	610	610
多目的グラウンド	全面	一般	1,220	2,440	2,440	2,440	2,440	2,440	2,440	2,440
		生徒等	610	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220

備考 許可を得て、開場時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき当該使用区分に係る金額の1時間相当額を徴収する。

2-2 附属設備の利用料金

（単位：円）

区分		単位	利用料金（税込）
照明設備	テニスコート	1面・1時間	150
	多目的グラウンド	全面・1時間	3,050

3 駐車場の利用料金

（単位：円）

施設	車両の種類	単位	利用時間	利用料金（税込）
駐車場	乗用車 軽自動車 小型貨物車 マイクロバス	1台・1回 （1日当たり）	3時間まで	0
			3時間を超え 4時間まで	400
			4時間を超え 5時間まで	500
			5時間を超え 閉場まで	600

~~~~~

## 堺市公告第601号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年11月4日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 開発区域

堺市堺区匠町11番2

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市西区築港新町二丁6番36

株式会社三翠社

代表取締役 嘉祥寺 豊

~~~~~

堺市公告第602号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年11月4日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市南区原山台四丁6番39

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市福島区福島1丁目1番48-3204号

亀山 博子

~~~~~

## 堺市公告第603号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年11月4日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市中区大野芝町251番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪市西区北堀江一丁目1番18号  
株式会社穂の香  
代表取締役 山口 裕樹

## 消防局公告

## 堺市消防局公告第4号

堺市火災予防条例（平成20年条例第25号）第83条の2第1項の規定に基づき、次の催しを指定催しとして指定したので、同条第4項の規定により公告する。

令和4年11月4日

堺市消防長 新 開 実

|       |                           |
|-------|---------------------------|
| 催しの名称 | 第12回堺クラフトフェア「灯しびとの集い」     |
| 開催場所  | 堺市堺区百舌鳥夕雲町3丁 大仙公園 大芝生広場   |
| 開催期間  | 令和4年11月12日（土）から同月13日（日）まで |

農業委員会告示

堺市農業委員会告示第11号

堺市農業委員会総会を招集するので、堺市農業委員会総会規則（昭和38年農業委員会規則第3号）第2条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年11月4日

堺市農業委員会

会長 檀 野 隆 一

[日時]

令和4年11月10日（木）午後1時30分

[場所]

市役所高層館12階 農業委員室

[付議すべき事項]

- 1 農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請について
- 2 農地法第5条の規定による許可申請について
- 3 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 4 農地法第4条及び第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 5 その他